

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体

鹿児島県大口市

2 構造改革特別区域の名称

山間農地安心安全作物生産振興特区

3 構造改革特別区域の範囲訂正

大口市全域

4 構造改革特別区域の特性

① 地形

本市は、南九州の熊本県水俣市・人吉市及び宮崎県えびの市に隣接する鹿児島県の北端に位置し、周囲を九州山系の支脈に囲まれた盆地状の地形で、盆地の中央を川内川が流れ、また、山間部の峰々から清らかな支流が盆地に注ぎ込む地域である。

盆地平野の水田と盆地周辺部の山間地畑地に及び山地の森林から成り立っている。

② 地形を利用した産業

盆地平野の水田は耕地面積の70%であり、古くから冷涼な気候を活かしたおいしい米づくりを行っている。鹿児島県内においては、特段の穀倉地帯で、水田農業を中心に養豚・肉用牛・ブロイラー・葉たばこ・酪農・野菜（ネギ・カボチャ・カライモ等）等を生産する農業が本市の基幹的産業である。

一方、森林の大部分は国有林で、盆地周辺部にある山間地畑地は、戦後の開拓入植地が点在している。この戦後の開拓入植地は、かつては、養蚕・甘藷（サツマイモ）を中心に盛んに農業が行われ、特に市内10数ヶ所点在していた鹿児島県特有のいも焼酎工場の原料の「いも」のすべてを生産し、なおかつ、でんぷんの原料として出荷していた。

現在は、戦後の我が国の高度経済成長期に、後継者である子供達を若年労働力として大都市に送り出し、高齢農業従事者として細々と農業を営んでいる後継者がいない多くの高齢者は、離農を余儀なくされている。

また、養蚕・甘藷は生産物が重く、高齢農業従事者にとっては荷重な労働を強いられ、高齢化に加えて、後継者の不在は機械力などの設備投資を阻害している。

しかし、本市の基幹的産業は農業であり、その産出額は、九州で19位、全国で76位と高い位置にある。

③ 産業の変遷

本市は、南九州の気候や地形を利用した農業が盛んであるが、戦後の我が国の高度経済成長期に、公共事業の増加とともに、他産業への就業機会の増大による兼業化も進んでいった。

このような状況下で、年々、盆地周辺部にある山間地畑地は、遊休化、荒廃化が進み、平成12年度センサスでは当該農地400ha（大口市全体の普通畑545ha）の内10%以上の40haが遊休化、荒廃化している。山間部の今後の農業従事者の減少を勘案すると、その遊休農地は5年後80haになると想定される。

一方、本市は、水田については早くからほ場整備を進め、優良農地の確保に努めてきたことから、現在は、遊休化、荒廃化はほとんど無い。しかし、本市における農業従事者の76%が60歳以上で、その内36%が70歳以上であり、高齢者が大口市の農業を支えている現状にある。

このような背景に伴い、また近い将来における本市の農業の危機感から、農作業受委託事業・後継者育成事業・農地集積事業を中心とした社団法人農業公社をJA伊佐及び社会的に経済的に結びつきの強い近隣菱刈町と本市の3者で立上げ、基幹的産業である農業の活性化を図っている。

農業以外の産業として、1次産品を利用したでんぷん工場・焼酎工場、製材工場などが数十社操業していたが、戦後の我が国の高度経済成長期に経営体質改善を迫られ、でんぷん工場は廃止、焼酎工場、製材工場等は、数社を残して各工場が協業化し、厳しい状況ではあるが焼酎工場については焼酎ブームにも押され、本市を代表する地場産業に育っている。

その他の産業として、明治期から昭和40年代まで金鉱山が盛んで、特に昭和20年代は我が国最大の金産出を誇っていた。その金山への電力供給を目的として、明治42年に、当時としては国内最大の規模を誇る曾木水力発電所が本市に建設された。また、その余剰電力を隣接する水俣市に送り、我が国最初の化学工場を建設し、我が国の近代化学工業の発祥の元を築いた。

現在、金鉱山は枯渇しているが、その跡に、AI関連部品工場が操業し、本市最大の雇用を有した優良企業が育っている。

④ 産業構造

本市の産業構造は、他の地区よりも第1次産業の比率が高く、本市の農業は主産業として、特に市行政も活性化に向けて予算を重点配分している。

第2次産業は、地場産品を活用した製材工場・焼酎工場の製造業で、特に焼酎はブームに乗ってその生産量を伸ばしている。金鉱山跡に操業しているAI関連部品工場は、産業の世界戦略に組み込まれながらも存続している。

一方、本市における第2次産業のもう1本の柱であった建設業は、近年の国、県、市の公共事業の縮小の中、再生生き残りに向けた体制づくりを模索している。

第3次産業は、本市が鹿児島県北部の中核都市として、病院・老人施設の充実と鹿児島県の出先機関などが存立して、サービスの産業が多く、就業者は第1位となっている。

⑤ 人口の少子高齢化

本市の人口の高齢化は、国及び鹿児島県の水準を遥かに超える速度で高齢化し、平成12年は31%を超えている。この人口の高齢化は、本市の老人福祉施設の充実を促し、老後の安心を確保する一方で、本市の財政に重く押し掛かっていると同時に、若年者の減少は各集落にかつてあった相互扶助のシステムの崩壊を招く恐れがでてきている。特にその傾向は、山間部に多く、高齢化率50%を超える集落の点在、また、小中学生が1人もいない集落も存在するようになっている。

しかし、近年、田舎暮らしの気運も高まり、自然豊かな村で暮らしたいという問合せも多数寄せられている。

⑥ 市民所得

本市の1人当たりの市民所得は、平成11年国の平均水準の65.81%で、離島を含む鹿児島県の平均水準の85.23%、1,989,440円である。この市民所得水準は、戦後の国の均衡なる国土開発及び均衡ある我が国発展の施策があったにもかかわらず、格差が縮まっていないのが現状である。

5 構造改革特別区域計画の意義

鹿児島県の北端である北薩摩地方に位置する大口市の中央部に郡山八幡神社がある。その社殿に、「施工主がケチで一度も焼酎を飲ませなかった」という記述が焼酎の日本で最古の記述であることから「大口市は焼酎のふるさと」と呼ばれている。当初は、雑穀を原料に焼酎を造っていたが、サツマイモが伝来し普及すると、薩摩地方の焼酎は全部サツマイモを原料とするようになり、お酒といえばイモ焼酎になった。大口地方では、畑にサツマイモを植え、それを焼酎工場に運び、代金の代わりに焼酎1年分を受け取るという風習が長く続いていた。しかし、都市化の進展、農業従事者の高齢化でサツマイモの生産が激減し、集落ごとにあった焼酎工場は一部を残して協業化し原料は南薩摩地方に頼る結果となり、さらに平野部はほ場整備が進み、水田地帯として鹿児島県で最大の穀倉地帯になった反面、山間部の農地は遊休化していった。

本市に点在する山間遊休農地の解消とともに、その特性を活かした安心安全作物で、しかも、この地域に適した作物の生産を通して、本市の山間地区の活性化と農業産品の増産による我が国の自給率向上に寄与し、併せて、構造改革特別区域法による規制の特例措置を講じて、農業生産法人以外の法人の農業参入を促し、体質改善が迫られる建設業などの産業の農業参入により、遊休化・荒廃化した山間農地の再生を図りながら本市の雇用調整と雇用の安定に寄与することの意義は大きい。

特に、農業へ参入する農業生産法人以外の法人である構造改革を迫られている建設業の経営多角化を促し、農業で得た利益で新たな雇用を生み出すとともに、現在、周年雇用が難しく、臨時雇用が多いという建設業界が抱える雇用の安定の問題（本市の建設業界の場合は1～3月に仕事が集中し、農業の場合は4～7月の仕事量が多い、）に貢献し、建設業界の本来の仕事量と農業で得た利益と合算して、新規及び周年で延べ90人程度の雇用を生み出し、建設業界の構造改革と雇用の安定を促す。

また、これらの遊休農地を有効活用して、伊佐地方で唯一の地場産業で今も残るイモ焼

酎製造所と連携した大口地方特有のサツマイモ等の栽培によって、地産地消の焼酎づくりを行う。

さらに、山間地区においては、高齢化率50%を超える集落が点在し、集落の活性化が急がれる地域における農業生産法人以外の法人の農業参入による農地の再生は、地域の活性化を促し、集落へ精神的元気を与え、かつ、集落周辺での農作業への通勤による集落住民の安否の確認などの高齢者へのボランティア推進システム構築及び都市農村交流による地域集落の活性化による福祉の増進も図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、「みんなで創り育てる安心安全な大口市の農業」を理念として、特区申請区域内の遊休農地の再生、多様な農業の担い手を採り入れ、地域の特性を活かした安心安全の地場産業の原料としての農産物の生産の拡大と、市民所得の向上、山間地域の活性化を目指し、併せて、山間集落住民の福祉の増進を図ることを目指す。

具体的には、本市に点在する山間農地の遊休化荒廃化の解消目標として、当初年度は、実験的に農業生産法人以外の法人による農業参入を1社1ha目指し、その農産物として、地場産業である焼酎工場の原料のサツマイモを生産することを目標としている。

中期的目標として、5年後、山間農地の遊休化荒廃化の解消を50ha、建設業等を中心に15法人程度で行い、これら法人の雇用の安定として、その農業参入により、これらの法人による農業生産額を7千5百万円程度、その収入による雇用の増加を新規及び周年雇用で延べ90人程度を目標にして、市内の雇用増大を図るとともに、これらの農地から山間農地の特性を活かした焼酎の原料のサツマイモをはじめとしてゴマ・そば・レタス等高原野菜など栽培を通して、山間集落の活性化、市民所得の向上と、山間区域住民の福祉の増進を図り「みんなで創り育てる安心安全な大口市の農業」の実現を目標とする。

(1) 目標達成のための推進体制

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化・山間集落住民の福祉の増進を図るため、関係者及び関係機関からなる構造改革特別区域推進農政協議会を発足させ、市役所庁内に構造改革特別区域推進プロジェクトチームを設置する。

(2) 特区申請区域内における遊休農地の再生目標

特区申請区域内の山間農地はおおむね400haあり、そのうち遊休農地または荒廃農地は平成12年度センサスでは40haあるが山間部の今後の農業従事者の減少を勘案すると、その遊休農地は5年後80haになると想定される。この遊休農地または荒廃農地を計画的に段階的に本市において賃貸借によって取得し、認定農家及び多様な担い手としての農業生産法人以外の法人に、当該者と本市によって、事業の適正かつ円滑な実施が確保できる協定を締結して、賃貸借によって貸し付ける。その目標を、当初は1haとし5

年後に50haを目標として、最終的には特区内すべての遊休農地の解消を目指す。

(3) 農業生産目標

特区申請区域内の山間農地おおむね400haのうち遊休農地または荒廃農地は平成12年度センサスでは40haあるが山間部の農業従事者を考察するとその遊休農地は5年後は80haになると想定される。これを認定農家及び多用な担い手としての農業生産法人以外の法人に、事業の適正かつ円滑な実施が確保できる協定を締結し、賃貸借によって、当初は1haとして5年後に50ha貸し付けることによる農業生産量及び生産額は、平成15年度の生産量をベースに「さつまいも」に換算して、当初は、生産量（10a当たり2,600Kg）26,000Kgとして、5年後は、生產品の増収及び品質向上による生産量（10a当たり3,000Kg）1,500,000Kgを目指す。

(4) 山間地域集落の活性化の目標

山間地区においては、高齢化率50%を超える集落が点在するが、集落の活性化が急がれる地域においては、計画的に段階的都市農村交流を行い、地域集落の活性化を図る都市住民による交流人口を当初は50人とし、5年後は約500人を目指し、周辺山間集落の元気を取り戻すことを目標とする。

(5) 目標の見直し

特区申請区域内の山間部の遊休農地または荒廃農地を、認定農家及び多用な担い手としての農業生産法人以外の法人に、事業の適正かつ円滑な実施が確保できる協定を締結して賃貸借によって、当初は1haとして5年後に50ha貸し付ける目標に対して、諸般の情勢により、目標の達成が困難な場合、または、計画を上回る達成において政策に不整合が生ずる場合は、本計画の必要な事業を毎年見直す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施によって、構造改革特別区域に及ぼす効果は、農業生産物の増収など経済的効果及び社会資本である農地の再生という社会的効果は大きく、特に、特区申請区域内の山間農地の遊休農地への影響は、構造改革特別区域計画の実施する50haのみでなく、おおむね400haの山間農地に波及的におよぼす影響は、農地の保全のみならず、国土の保全という社会的効果は大きい。

その有効活用した農地から産出する農産物の経済的効果として、サツマイモに換算して、当初は、（10a当たり2,600Kg）26,000Kg（焼酎の原料として1Kgあたり50円）130万円として、5年後は、生產品の増収及び品質向上による生産量（10a当たり3,000Kg）1,500,000Kg（1Kgあたり50円）7,500万円の直接の経済効果と、農業へ参入する農業生産法人以外の法人である構造改革を迫られている建

設業の経営多角化を促し、農業で得た利益で新たな雇用を生み出すとともに、建設業界が抱える周年雇用の安定の問題（本市の建設業界の場合は1～3月に仕事が集出し、農業の場合は4～7月の仕事量が多い、）に貢献し、建設業界の本来の仕事量と農業で得た利益と合算して、周年の業務量を創設し、新規及び周年で延べ90人程度の雇用を生み出し、建設業界の構造改革と雇用の安定を促す結果となる。また、山間地域における集落の活性化は計り知れず、関連事業として、都市農村交流事業等の実施によって、当該山間部の集落に点在する高齢者の、直接の福祉の拡大と、特に、高齢者の精神的安心感は、住民福祉の増大として大きな効果をもたらし、本市の全区域に、波及的に、活性化を促進する効果となる。

さらに、これら特区申請区域内の山間の再生した農地において、堆肥などの有機肥料の利用による農作物の生産は、現在社会の消費者のニーズに応える安心安全な農作物の提供として、国民の福祉の増進という効果も期待できる。

8 特定事業の名称

- ① 1001：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市は、熊本県・宮崎県・鹿児島県の3県の南九州の中央部に位置し、南九州にとっては、地理的に優位な条件を備え、また、歴史的にも、農業を主産業として営んでいて、農業技術において有利な条件を具備している。また、農業生産物を主原料とする地場産業も発展してきた本市において、特区申請区域内の遊休農地の再生、多様な農業の担い手を取り入れ、地域の特性を活かした安心安全の地場産業の原料としての農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を目指す事業の導入展開と、併せて、山間集落住民の福祉の増進を図るものとしての事業を展開する。

（1）目標達成のための推進体制

- ① 構造改革特別区推進農政協議会の発足

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化・山間集落住民の福祉の増進を図るには、関係機関の連携と共通認識が不可欠であるため、関係者及び関係機関からなる構造改革特別区推進農政協議会を発足させ、当該事業の円滑な推進を図る。

- ② 市役所内に構造改革特区推進プロジェクトチームを設置

目的達成のためのアクションプログラムの作成、本市内の構造改革特区推進組織として、市役所内の関係課を横断的に、関係課長及び担当者からなる「構造改革特区推進プロジェク

トチーム」を設置し、特区推進を図る。又、プロジェクトチームの下部組織として、具体的な事業推進のためのワーキンググループを組織している。

③ 安心安全カライモ栽培研修会の発足

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大を図るため、当初はサツマイモを中心とした栽培技術陣として農業改良普及センターを中心とする農業専門家チームを設置し、ほ場における研究及び栽培技術指導をおこなうとともに、直接、遊休農地の再生の技術支援と栽培技術の指導及び関係機関の連携を促進する構造改革特区推進を図る安心安全カライモ栽培研修会を設置する。

(2) 具体的な事業の導入と展開

1 特区申請区域内において「山間農地安心安全作物生産振興特区」の構造改革特区の推進特認事業

① 遊休農地の再生・流動化推進事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るため、大口市が農地を賃貸借によって取得し、当該農地の貸付け事業を導入し、特区申請区域内において遊休農地の再生の推進を図る。

(事業主体：大口市)

2 特区申請区域内において「山間農地安心安全作物生産振興特区」の構造改革特区の推進を支援する事業(関連事業)

① 「山間農地安心安全作物生産振興特区」の推進連携事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るため、関係機関の連携・地場産業「産・官・学及び異業種」等との連携を促進するため、関係者及び関係機関からなる構造改革特区推進農政協議会を創設して特区申請区域内において遊休農地の再生、地場産業との連携を図り、地域活性化の推進を図る。

(事業主体：大口市)

② 安心安全カライモ栽培技術指導実験ほ場設置事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るため、特区申請区域内において遊休農地の再生農地において、安心安全カライモ栽培技術指導実験ほ場を創設して、安心安全カライモ栽培技術研究及び農業生産法人以外の法人の農業参入者にカライモ栽培技術指導を行う事業の創設により、特区申請区域内において遊休農地の再生の推進を図る。

(事業主体：大口市農業技術連絡協議会)

③ 多様な農業の担い手の確保のための新規就農者育成事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るため、農業経験の無い後継者及び農業生産法人以外の法人の農業参入者などに農業の基礎理論・基礎技術を習得する研修制度を創設して、特区申請区域内において遊休農地の再生の推進を促進し農産物の生産拡大を図る。

（事業主体：社団法人伊佐農業公社 協力伊佐農業改良普及センター）

3 特区申請区域内において「山間農地安心安全作物生産振興特区」の構造改革特区推進のための直接事業（関連事業）

① 高齢農業者農業支援事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るため、現在、農業を生きがいとして、生業として営んでいる高齢農業従事者の農業を支援するため、農作業受委託事業を導入し、高齢者の農作業の軽減を図り、高齢者の生きがいの支援・地域集落の活性化を推進する。

（事業主体：社団法人伊佐農業公社）

② 特区申請区域内農地集積促進事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るため、農業経験の無い後継者及び農業生産法人以外の法人の農業参入者などに農地の集積を図る事業を創設して、特区申請区域内において遊休農地の再生の推進を図る。

（事業主体：大口市農業委員会及び社団法人伊佐農業公社）

③ 堆肥センター設置運営事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図り、併せて、安心安全な農産物の供給を図る有機肥料である良質な完熟堆肥を生産する堆肥センターを設置し運営する事業を導入して、特区申請区域内において遊休農地の再生とその農地の有効利用による安心安全の農産物の生産拡大の推進を図る。

（事業主体：鹿児島県 堆肥センター運営主体：伊佐農業協同組合）

④ 都市農村交流事業

特区申請区域内において、山間地域の活性化を図るため、都市農村交流事業計画を策定し、計画的及び段階的に都市住民との交流事業を導入し、当該事業による都市住民の農業体験とやすらぎの付与、地域住民の生きがいと活性化を促進する。

（事業主体：大口市）

⑤ 都市農村交流イベント事業

特区申請区域内において、山間地域の活性化を図るため、山間集落において、薩摩藩関所まつり等イベントを開催し、当該事業による都市住民の農業体験とやすらぎの付与、地域住民の生きがいと活性化を促進し、併せて、当該イベントを通して「山間農地安心安全作物生産振興特区」の構造改革特区のPRを行い、特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入を促進する。

(事業主体：大口市及び大口市教育委員会)

⑥ イノシシ等被害防除防止事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るためには、安定的な農産物の生産が不可欠なため、イノシシ・シカ・サル等の動物から農作物の被害を防ぐための、計画的に段階的に、増えすぎた動物の捕獲及び、電気柵の設置による農作物の防除防止事業を導入する。

(事業主体：大口市)

⑦ スズランの里創生事業

特区申請区域内の富ヶ丘地区において、南九州では珍しい高原の冷涼な特性を活かし、これまで、実験を重ねてきたスズランの栽培について、遊休農地の再生を図りながら、集落の活性化と併せて、スズランの里創生事業を展開する。

(事業主体：大口市富ヶ丘集落)

⑧ 食農教育実践事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図り、併せて、現代日本人が抱える農業の無理解と偏見の解消を図るため、市内各小中学校児童生徒に対して、計画的及び段階的に、食農教育実践事業を展開する。

(事業主体：伊佐農業改良普及センター・大口市教育委員会)

⑨ 合宿のまち創生事業

特区申請区域内において遊休農地の再生、農業生産法人以外の法人の農業参入による農産物の生産の拡大と、山間地域の活性化を図るため、本市の冷涼な自然豊かな特性を活かし、遊休農地及び既存施設の有効利用及び市内旅館ホテル等と連携による、市外の文化・スポーツ等の学生・社会人の合宿地としての事業を展開する。

(事業主体：大口市・大口市教育委員会)

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号：1001）

1 特定事業の名称

番 号 : 1001

特定事業の名称 : 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地及び採草放牧地の特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大口市

特区内の農地を借り受けて農業経営に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

- ① 農地等を貸し付ける主体は、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた市とする。
- ② 農地等の貸し付けを受けて農業経営に参入する主体は、上記2に記載の特定法人とする。

(2) 事業が行われる区域

大口市の全域

(3) 事業の実施期間

上記3に記載の適用開始の日から

(4) 事業により実現される行為等

- ① 農業生産法人以外の法人は、大口市と協定を締結するとともに、大口市農業委員会の許可を受けて、貸付主体である大口市から借り受けた事業が行われる区域内の農地において、認定後事業を開始することとする。農業生産法人以外の法人による農業参入については、初年度は1社1ha、5年後には、建設業等を中心に15法人（特定された法人を含む）で50ha程度を見込んでいる。
- ② 貸付主体である大口市は、当該法人が農業経営を行うことを予定する農地を賃貸借によって取得する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の農業担い手の不足は深刻で、農業センサスでは、昭和60年の農家戸数は3,738戸、販売農家戸数は2,759戸あったものが平成12年は、農家戸数は2,385戸、販売農家戸数は1,839戸で、農家戸数で63%、販売農家戸数で66%になっている。と同時に、平成12年の農業センサスによる農業従事

者の年齢構成は、30歳未満が335人、30歳から49歳が204人、50歳から59歳が294人、60歳以上が1,951人と、全体の2,580人の75%を占めており、その内の36%が70歳以上の農業従事者である。

農家の希望調査からも、農業後継者が無く、今後も農家戸数の減少は避けられず、また、農業従事者の高齢化も加速して進行することが明白である。

平野部はほ場整備が進み、遊休農地は無いが、担い手不足を背景として、盆地周辺部にある山間地畑地は、年々、遊休化、荒廃化が進み、平成12年度センサスでは当該農地400ha（大口市全体の普通畑545ha）の内10%以上の40haが遊休化、荒廃化している。山間部の今後の農業従事者の減少を勘案すると、その遊休農地は5年後80haになると想定される。

また、一方で、国、県、市の公共事業に頼ってきた本市の建設業界は、公共事業の縮小に、経営の体質改善を迫られている現状がある。

本市のこれらの現状から、現下の農業サイドからの山間集落活性化及び遊休化荒廃化の解消は、ほとんど不可能といえることから鑑み、新しい活路が必要である。

そこで、経営の体質改善と経営の多角化を迫られている比較的農業の機械等の設備に類似する機械設備を有する建設業界等の農業生産法人以外の法人による本市の山間集落活性化として農業へのアプローチを推進する。

具体的には、本市に点在する山間農地の遊休化荒廃化の解消目標として、当初年度は、実験的に農業生産法人以外の法人による農業参入を1社1haを目指し、その農産物として、地場産業である焼酎工場の原料を生産することを目標としている。中期的目標として、5年後、山間農地の遊休化荒廃化の解消を50ha、建設業等を中心に15法人程度で行い、これら法人の雇用の安定として、その農業参入により、これらの法人による農業生産量を1,500トン程度、その収入と期間労働調整による雇用の増加を90人程度（建設事業も含む）も見込んでおり、これらの農地から山間農地の特性を活かした焼酎の原料のサツマイモをはじめとしてレタス等高原野菜など栽培を通して、山間集落の活性化、市民所得の向上と、山間区域住民の福祉の増進を図り「みんなで創り育てる安心安全な大口市の農業」を実現する内容となる。